

## 江別市保育士等就労奨励金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江別市内で保育所等を運営する者（以下「事業者」という。）が支給する保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）への就労奨励金に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるいずれかの施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を得て設置された保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する幼稚園

(2) 新卒保育士等 市内の保育所等に新たに保育士等として勤務する者であって、法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した年度の末日から1年以内のもの又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園教諭の免許状所得のための学校を卒業した年度の末日から1年以内のもの

(補助金の種別等)

第3条 この要綱による補助金の種別及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が次に掲げる要件を満たす者（以下「交付要件対象者」という。）に対し支給する就労奨励金とする。

(1) 市内の保育所等において、保育士等として雇用され、保育又は教育に従事する者（施設長や法人役員等を除く。）

(2) 事業者が運営する市内に所在する保育所等に1か月当たり120時間以上常態的に勤務する者

(3) 市内の保育所等において、6か月以上雇用を継続する者

(4) 補助金の種別に応じ、それぞれ次に定める者

ア 市内定着奨励補助金 市内の指定保育士養成施設を卒業した新卒保育士等

イ 実習等奨励補助金 アルバイトとして通算して10日以上勤務期間かつ通算して1か月以上の在籍期間を有する保育所等又は教育実習若しくは保育実習の経験を有する保育所等と同一施設にて雇用される新卒保育士等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

- (1) 事業者の内部異動により雇用される者に対し、就労奨励金を支給する場合
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金を財源とした就労奨励金を受け取った者に対し、就労奨励金を支給する場合（当該就労をしたことがある保育所等を離職した日から起算して3年を経過していない者に限る。）
- (3) 申請日の属する年度において教育又は保育の提供実績がない場合
- (4) 申請日において保育所等を休止している場合
- (5) 申請日の属する年度末までに保育所等を休止又は廃止する予定がある場合
- (6) 事業者の代表者、役員及び従業員並びに就労する者が、暴力団員（江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合
- (7) 法律又は予算制度に基づく類似の補助金等の交付を受けている場合
- (8) その他市長が不相当と認める場合

（交付申請）

第5条 新規就労補助金の交付を受けようとする事業者は、江別市保育士等就労奨励金補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市保育士等就労奨励金補助金対象者一覧（第2号様式）
- (2) 江別市保育士等就労奨励金補助金収支予算書（第3号様式）
- (3) 就労証明書
- (4) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (5) 誓約書（第4号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市内定着奨励補助金の交付を受けようとする事業者は、前項に掲げる書類のほか、交付要件対象者が、市内の指定保育士養成施設を卒業したことが確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 実習等奨励補助金の交付を受けようとする事業者は、第1項に掲げる書類及び指定保育士養成施設又は教育職員免許法に規定する幼稚園教諭の免許状取得のための学校を卒業したことが確認できる書類のほか、次に掲げる書類のいずれかを市長に提出しなければならない。

- (1) 交付要件対象者が、雇用された保育所等において、時間給により勤務する職員として通算して10日以上勤務期間かつ通算して1か月以上の在籍期間を有することが確認できる書類の写し
- (2) 交付要件対象者が、雇用された保育所等において教育実習又は保育実習の経験を有することが確認できる書類の写し

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとし、適当と認めたときは、江別市保育士等就労奨励

金補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、江別市保育士等就労奨励金補助金変更申請書（第6号様式）に、第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、前条の規定により決定した内容を変更する場合は、江別市保育士等就労奨励金補助金交付決定変更通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（状況報告等）

第8条 補助事業者は、市長から補助対象事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、江別市保育士等就労奨励金補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市保育士等就労奨励金補助金対象者一覧
- (2) 江別市保育士等就労奨励金補助金収支決算書（第9号様式）
- (3) 就労証明書
- (4) 就労奨励金を交付要件対象者に支給したことが確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る書類等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、江別市保育士等就労奨励金補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による通知を送付した後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、必要に応じ、第6条により決定した額の範囲内で概算交付することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付要件対象者が、雇用開始日から6か月を経過する前に離職したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 補助事業者は、交付申請に係る関係書類を交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

種別		補助金の額
基本額	新規就労補助金	1人当たり50,000円に1/2を乗じて得た額とする。ただし、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から50,000円を差し引いた額が負数となる場合は、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金の額に1/2を乗じて得た額とする。
加算1	市内定着奨励補助金	事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から50,000円を差し引いた額と100,000円を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から50,000円を差し引いた額が負数となる場合は0円とする。
加算2	実習等奨励補助金	交付要件対象者が加算1の対象となる場合は、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から150,000円を差し引いた額と50,000円を比較し、いずれか少ない額とする。交付要件対象者が加算1の対象とならない場合は、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から50,000円を差し引いた額と50,000円を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から150,000円を差し引いた額又は事業者が交付要件対象者に支給した就労奨励金から50,000円を差し引いた額が負

	数となる場合は0円とする。
--	---------------

備考 算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。